

女性法曹輩出に係る取組について 論点(案)

<総論>

- 女性法曹志望者の増加に向け、各法科大学院、各法曹コースにおいて、どのような工夫が講じられているか。また、今後、どのような取組・工夫をしていくことが考えられるか。

<各論>

- 過去から現在にかけて、女性の入学志願者や入学者（在籍者）の属性、キャリアプラン等に、何等か変化は見られるか。また、特に、法曹コースに在籍する女性割合が法学部よりも高い傾向にあることを踏まえ、女性の入学志望者や入学者（在籍者）の属性、キャリアプラン等に、何等か影響を与えている（与えそう）か。
- 上記の変化も踏まえた上で、女性法曹輩出に向け、キャリア支援、学修環境整備等の面において、女性特有の事情としてどのような課題があり、その課題に対応するため、どのような取組・工夫が今後必要と考えられるか。
- 女性法曹輩出に向けた裾野を拡大するため、法曹志望者の主たる入口である法学部をはじめ、他学部、高校生、社会人等が法曹を志し、法科大学院に進学するインセンティブを高めるためには、広報や情報発信をはじめ、どのような取組・工夫が考えられるか。また、各段階において、女性法曹のロールモデルを提示していくために、法曹界（裁判所、検察庁、弁護士会）等とどのような組織的連携が可能か。
- 社会人女性が法曹を志すため、法科大学院に通うにあたり、女性特有の事情としてどのような課題があり、その課題に対応するため、どのような共通理解や支援が必要と考えられるか。
- 上記の取組・工夫を、全ての法科大学院へ展開していくためには、どのような方策が考えられるか（ex,複数の法科大学院がその一つを基幹校とした連携等）

女性法曹輩出拡大に係る関連データ

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第116回）資料
文部科学省高等教育局専門教育課

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- （略）2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。このため、令和7(2025)年度末までに成果目標を着実に達成するとともに、指導的地位に占める女性の割合についてモニタリングを充実させ、これに基づき必要な対応を加速させるなど、取組を強化する。さらに、その水準を通過点として、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取組を進め、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

2 司法分野

（1）施策の基本的方向

- 司法分野においては、法曹三者の女性の割合は上昇している。
- さらに法曹養成課程において女性法曹の養成に向けた取組を進め、法曹の指導的地位を含め、女性の登用・活躍を加速する。
- 検察官については、継続就業に配慮する取組を進めるとともに、女性検察官の計画的育成やキャリア形成支援に努めるなどし、女性検察官の登用拡大に向けた取組を加速する。
- 裁判官については、就業継続への配慮、女性裁判官の成長やキャリア形成の支援等に関する自主的取組などの女性裁判官の一層の活躍に向けた取組を行うことを適切に要請する。
- 弁護士については、関係機関との連携を強化するとともに、各種必要な情報を提供するなど、各団体における取組を促進することにより、女性弁護士の確保に向けた取組を行うことを適切に要請する。

(2) 具体的な取組

ア 検察官

- ①女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性検察官や、法務省・他省庁に出向して活躍する女性検察官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組(活躍事例の提供、メンター制度の充実等)を進める。【法務省】
- ②継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的施策を着実に推進する。【法務省】

イ 裁判官

- ①最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する。【内閣府、法務省】
- ②多様なキャリアプランがあることを前提に、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性裁判官や、様々な役割を担って各裁判所で活躍する女性裁判官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組(活躍事例の提供、メンター制度の導入等)を要請する。【内閣府、法務省】
- ③継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。【内閣府、法務省】

ウ 弁護士

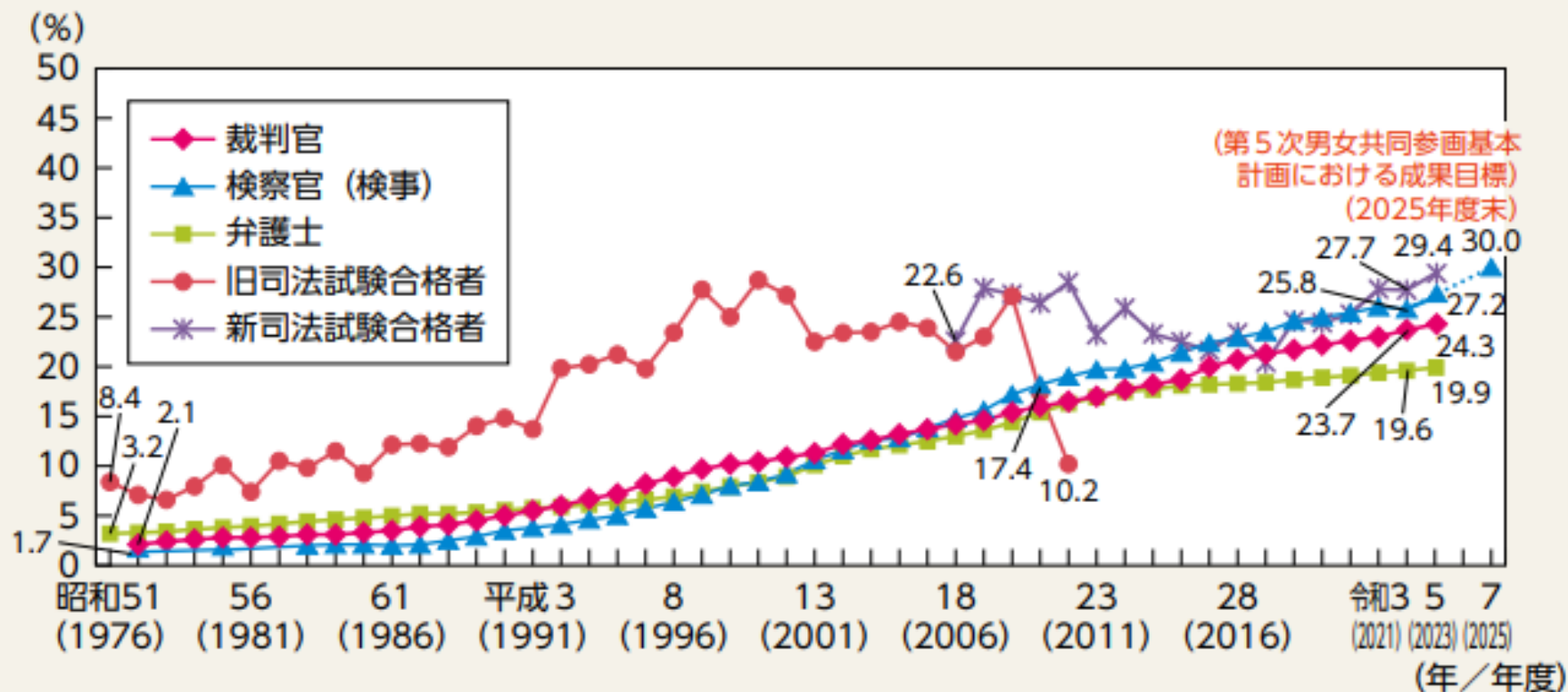
- ①出産・育児休業を経て子育てをしながら執務する女性弁護士や、企業、中央省庁及び地方公共団体等の組織で勤務する女性弁護士など、多様な働き方を実現している女性法曹がロールモデルとなっていく教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組(活躍事例の提供、メンター制度等の充実等)を要請する。【内閣府、法務省】
- ②継続就業のための環境整備に配慮する取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。【内閣府、法務省】
- ③弁護士会内部でのクォータ制を含めた積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組が更に広がるよう検討を要請する。【内閣府、法務省】

エ 法曹養成課程

- ①法科大学院の公的支援の枠組や、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組例を各法科大学院に共有することなどを通じて各法科大学院における女性法曹輩出のための取組を促す。【文部科学省】

司法分野における女性の割合

- 裁判官、検察官(検事)及び弁護士に占める女性の割合は、裁判官が24.3%(令和4(2022)年12月現在)、検察官(検事)が27.2%(令和5(2023)年3月31日現在)、弁護士が19.9%(令和5(2023)年9月30日現在)。
- 司法試験合格者に占める女性の割合は、平成4(1992)年以降はおおむね2～3割で推移しており、令和5(2023)年は29.4%。

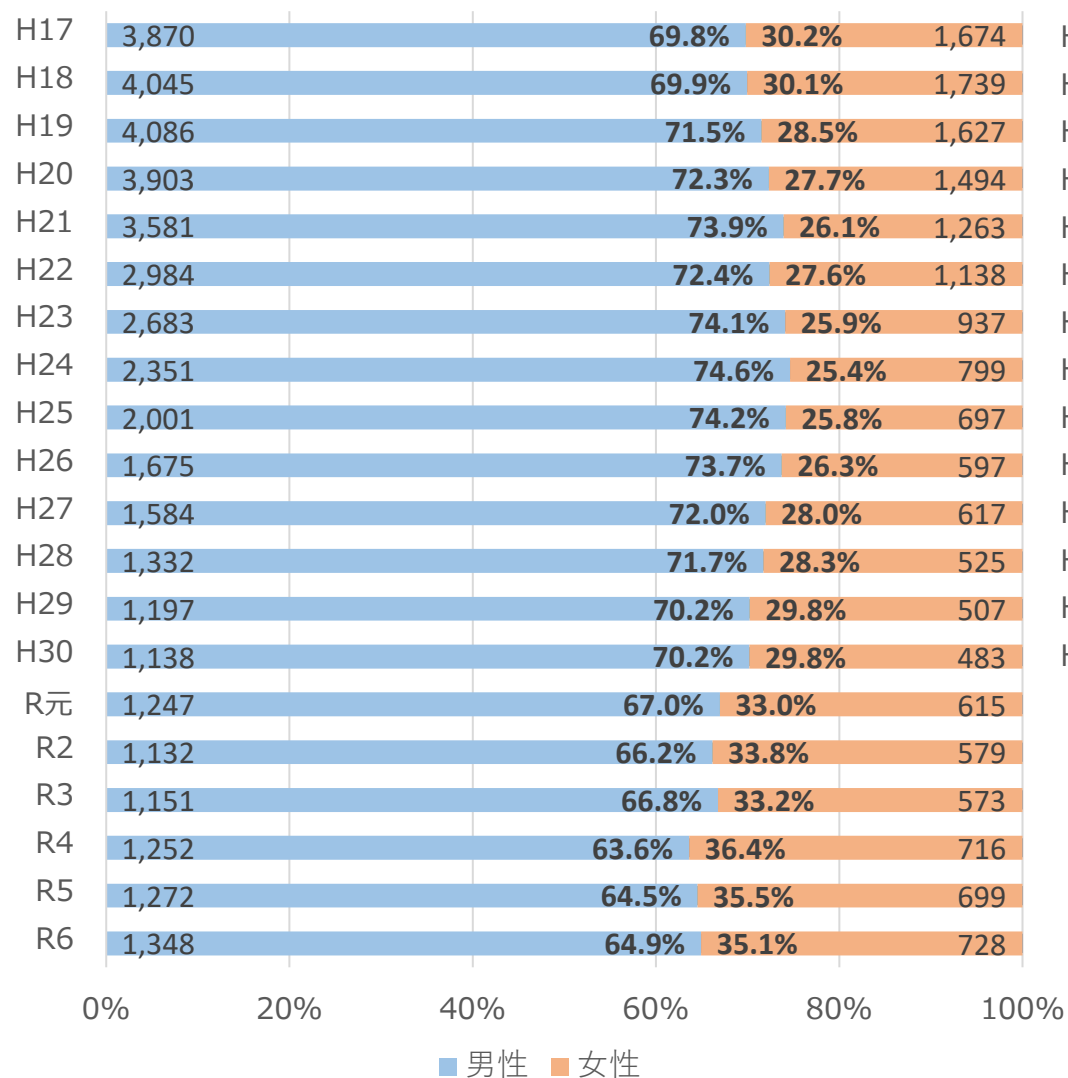


- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
2. 検察官(検事)、司法試験合格者については法務省資料より作成。
3. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
4. 裁判官は平成26(2014)年までは各年4月現在、平成27(2015)年以降は前年12月現在、検察官(検事)は各年3月31日現在。弁護士は年により異なるが、令和5(2023)年は9月30日現在。司法試験合格者は各年の値。

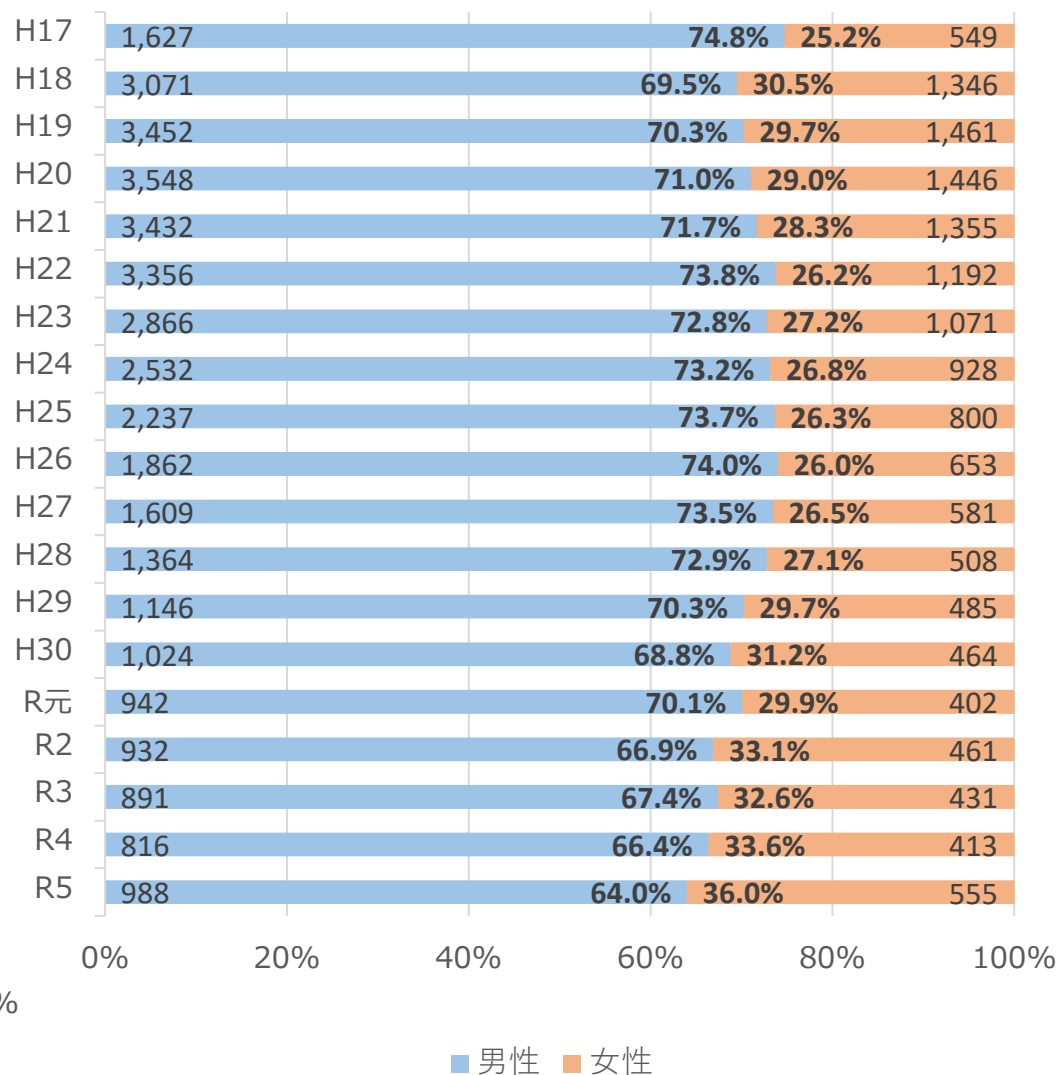
法科大学院における入学者・修了者の男女比（全体）

- 女性法曹拡大には、法科大学院への入学者に占める女性の数・割合を一定数確保していくことが必要である。
- 入学者及び修了者に占める女性の数・割合は増加傾向にある。（ただし、入学者数＝修了者数ではないことに留意が必要。）

法科大学院入学者の男女比



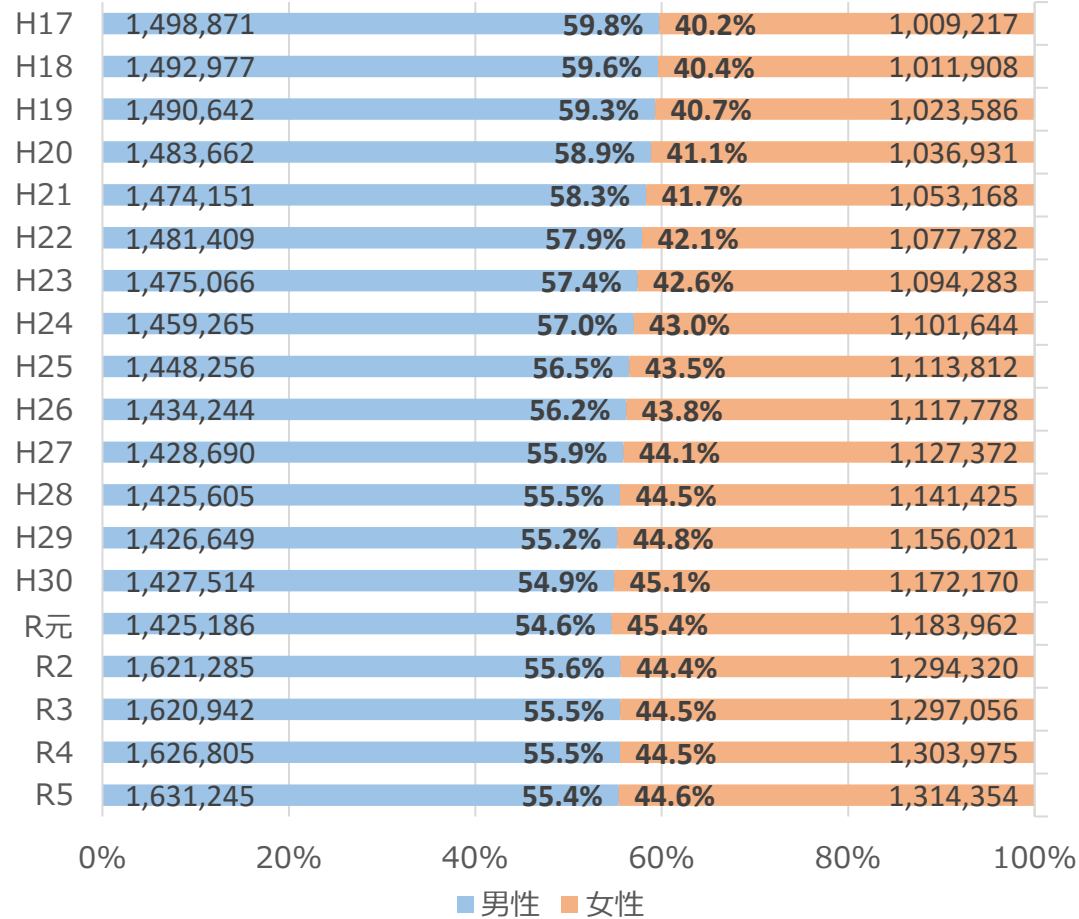
法科大学院修了者の男女比



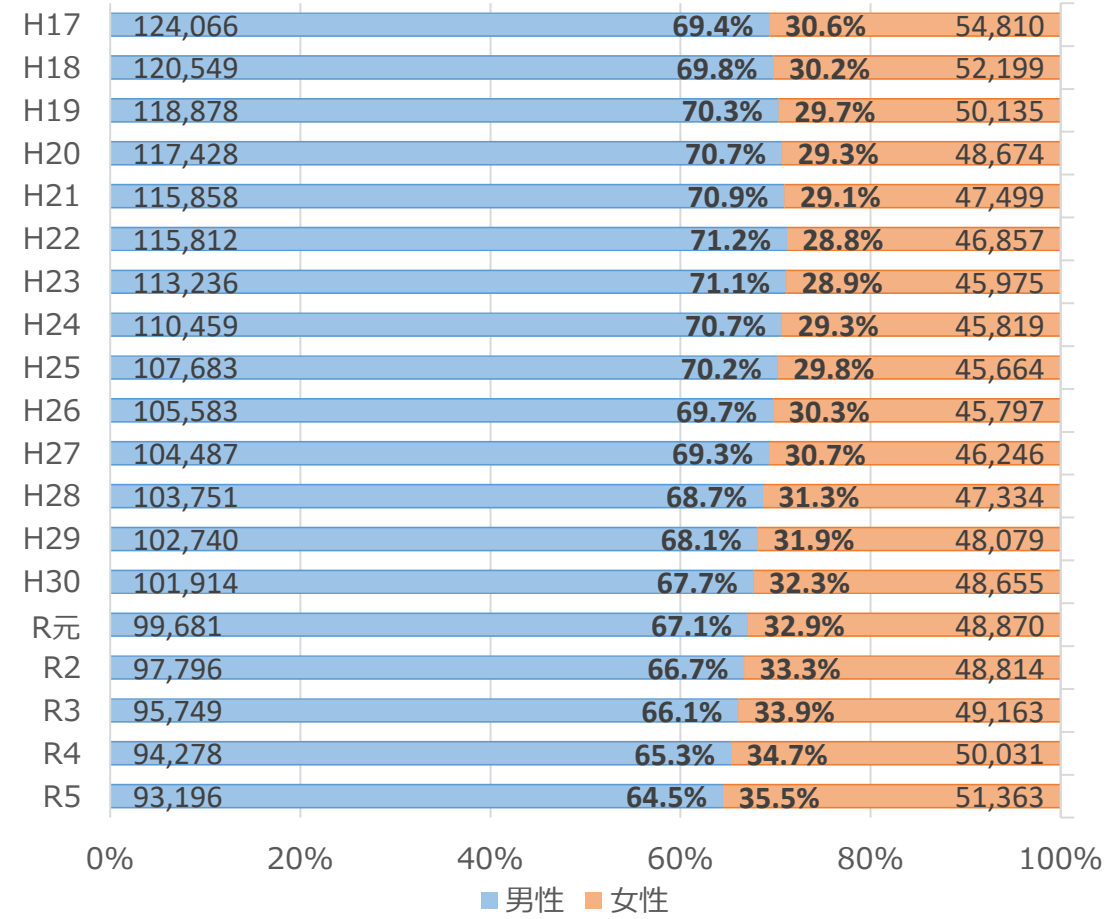
大学（学部）における男女比

- 大学の全学部の在籍者に占める女性割合よりも、法学部の在籍者に占める女性割合は10ポイント程度低い。
- 一方、法曹コースの在籍者に占める女性の割合は、法学部より高く、年々、数・割合ともに増加傾向にある。

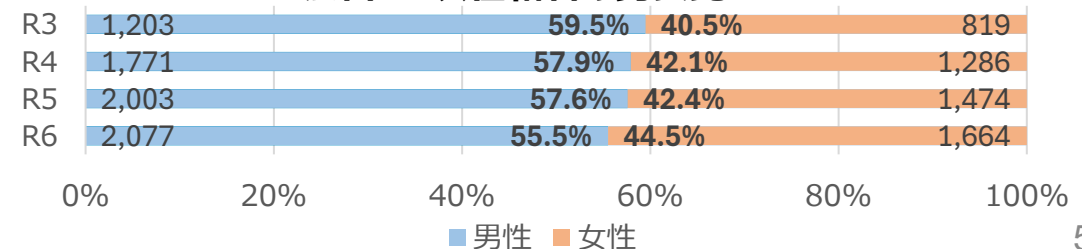
大学における全学部在籍者の男女比



大学における法学部在籍者の男女比



法曹コース在籍者の男女比

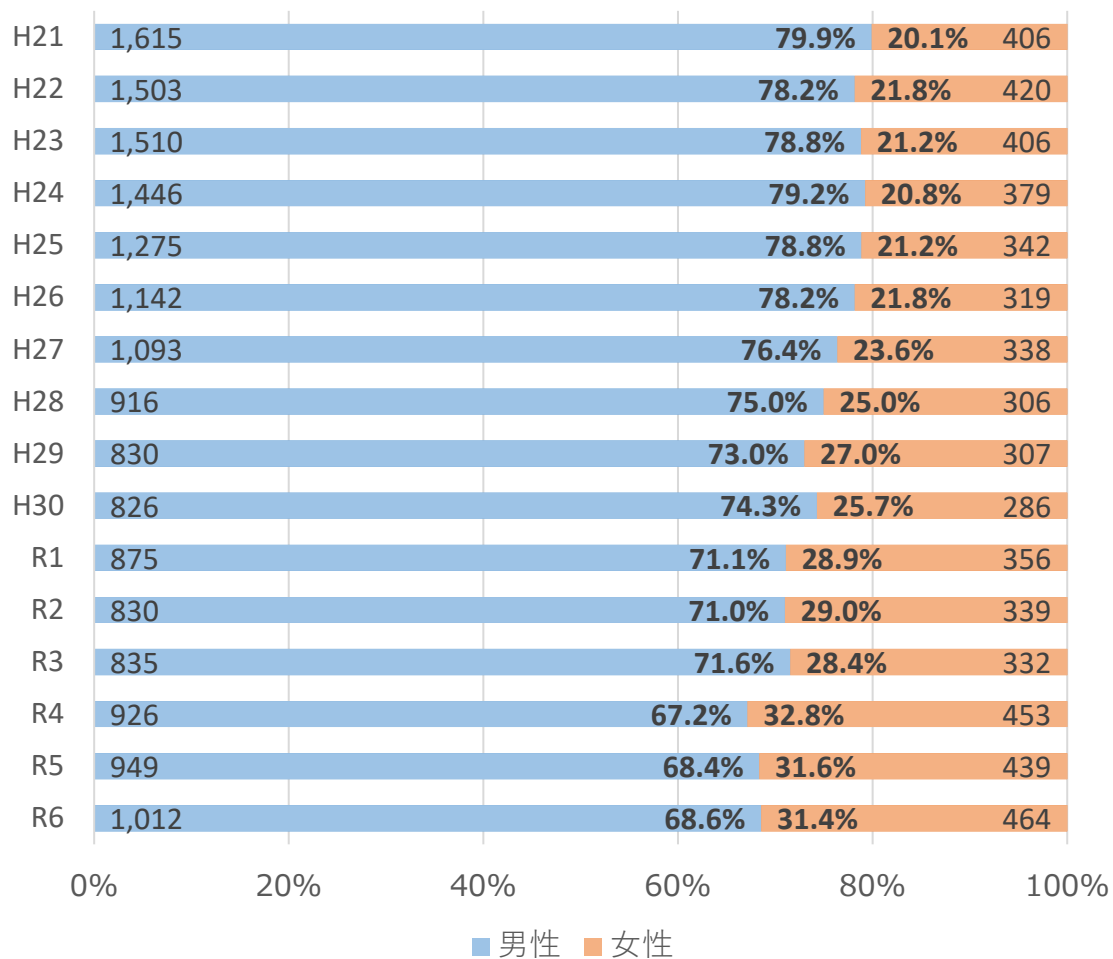


※全学部及び法学部在籍者の男女比は学校基本調査に基づき作成。
なお、法学部に「法政学部」等は含まない。
※法曹コース在籍者の男女比は法曹コースの実態調査に基づき作成。

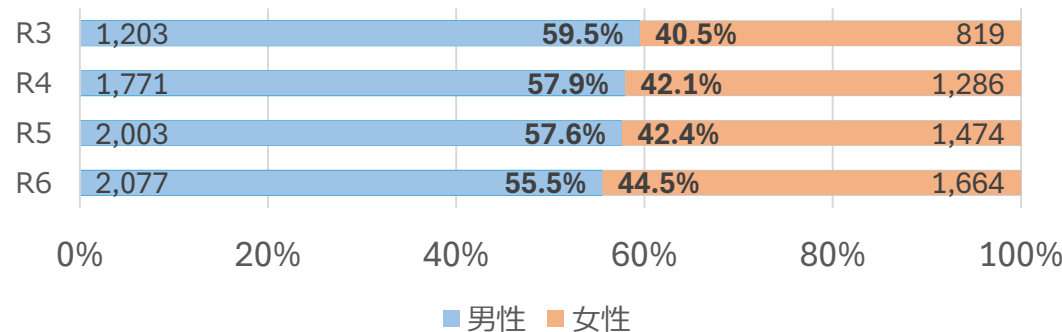
法学既修者コースにおける入学者と法曹コース在籍者の男女比

- 法学既修者コースへの入学者に占める女性の数・割合は、法曹コースからの入学者を受け入れた令和4年度以降、顕著に増加している。

法学既修者コースへの入学者の男女比



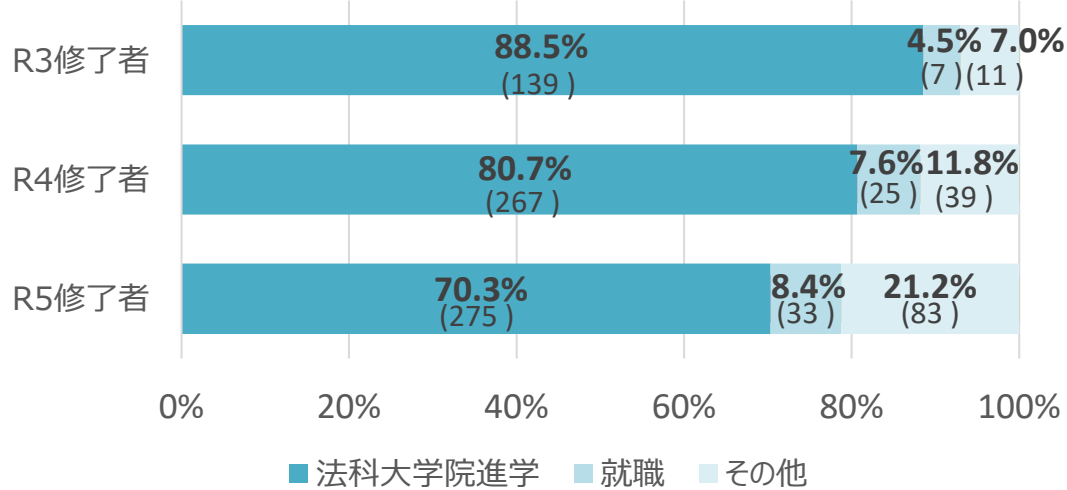
(再掲) 法曹コース在籍者の男女比



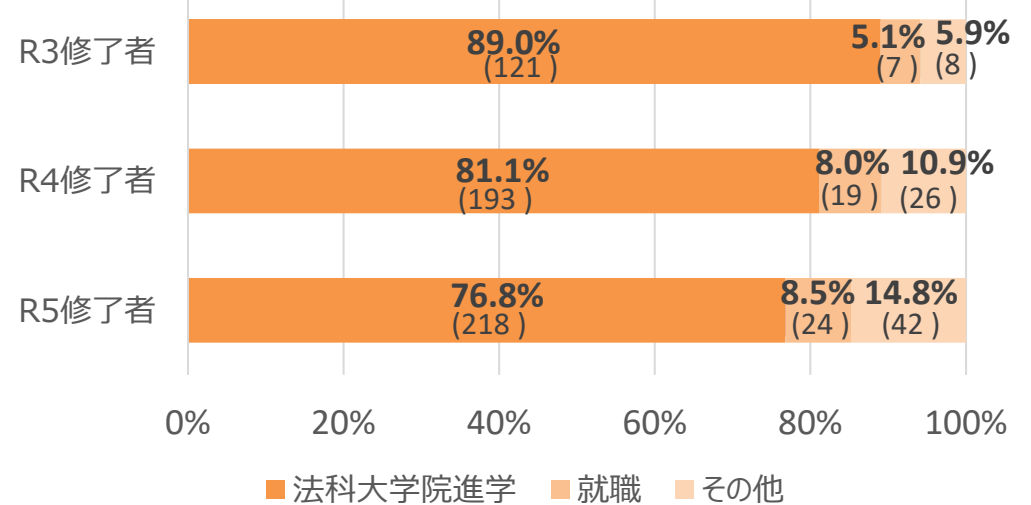
法曹コースにおける修了後の進路の男女比

- 法曹コース修了者の進路における男女の差は、あまり見られない。
- 法科大学院への進学者数は男女ともに増加傾向にある。

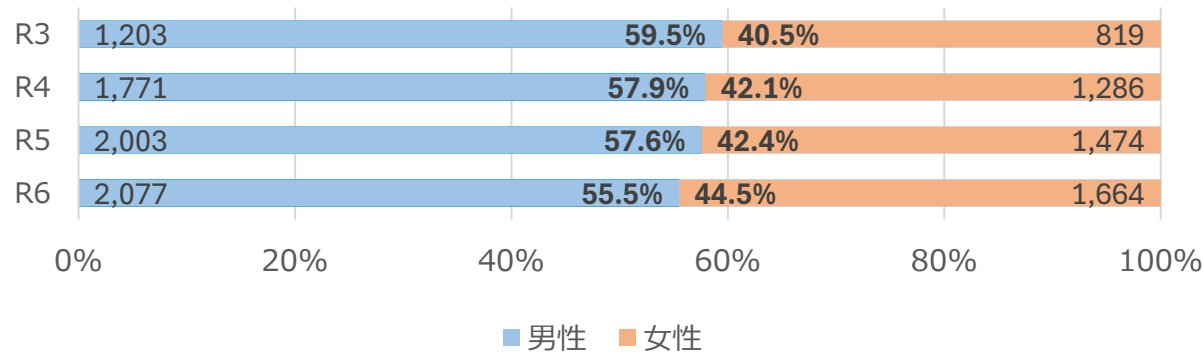
法曹コース修了者の進路（男性）



法曹コース修了者の進路（女性）



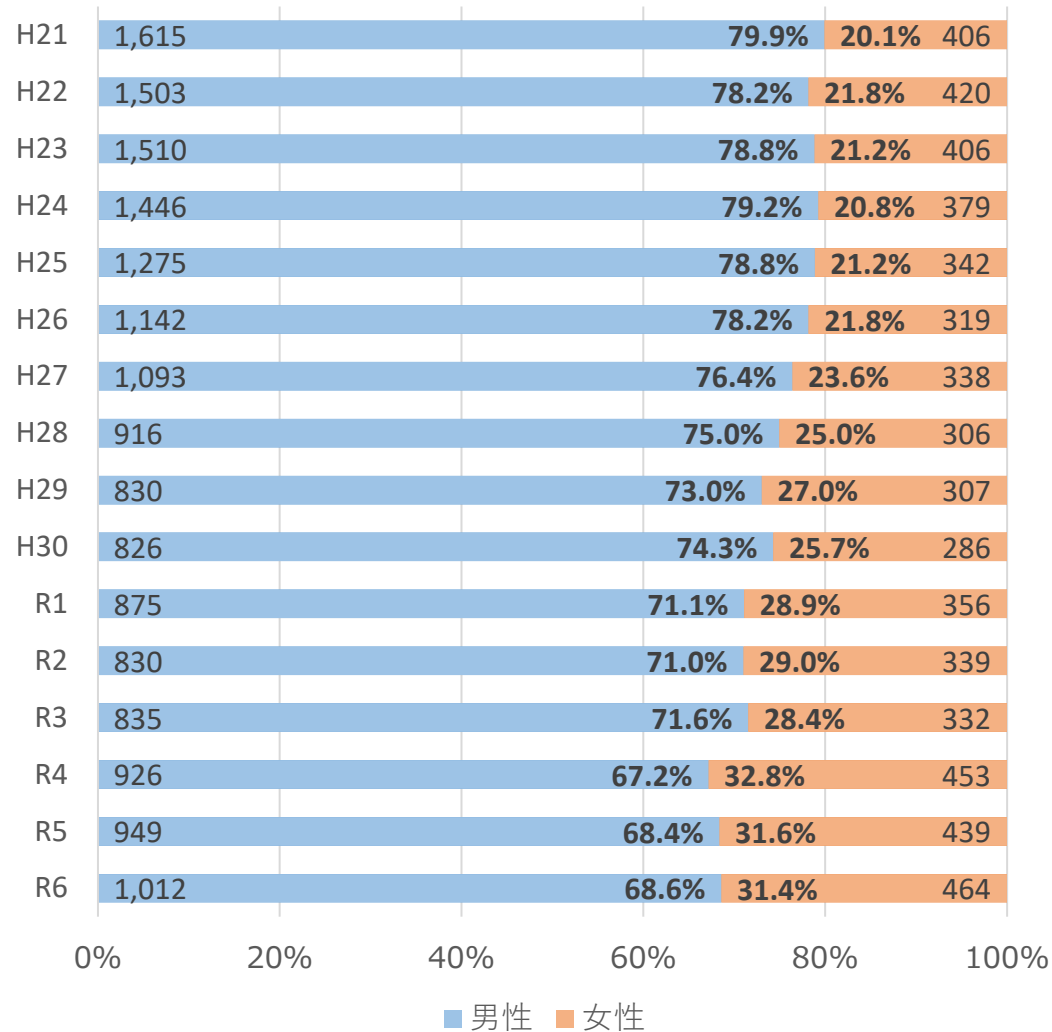
（再掲）法曹コース在籍者の男女比



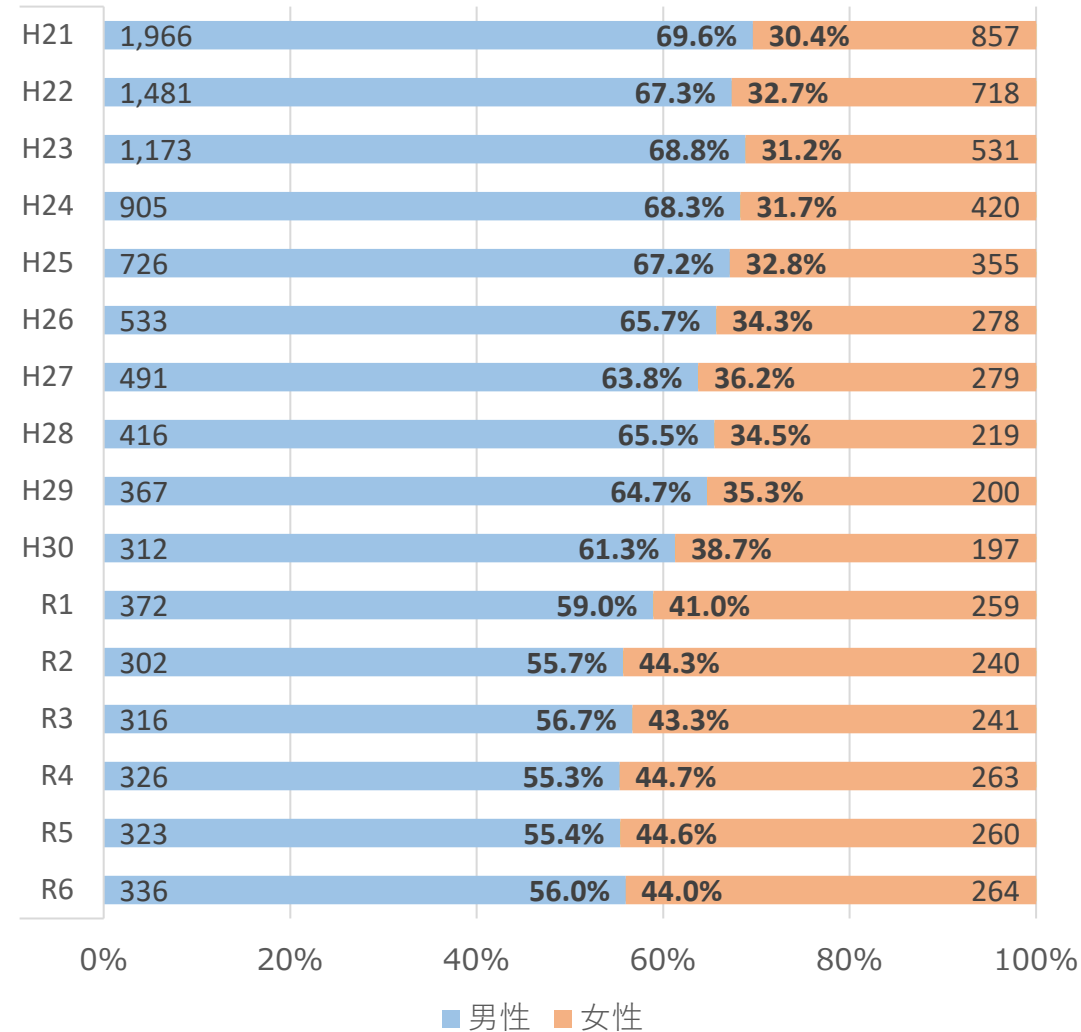
法学既修者コースと法学未修者コースにおける入学者の男女比

- 法学既修者コース、法学未修者コースともに、入学者に占める女性の数・割合は近年は増加傾向にある。
- 法学既修者コースと法学未修者コースに占める女性の割合は、法学未修者コースの方が高い。

（再掲）法学既修者コースへの入学者の男女比



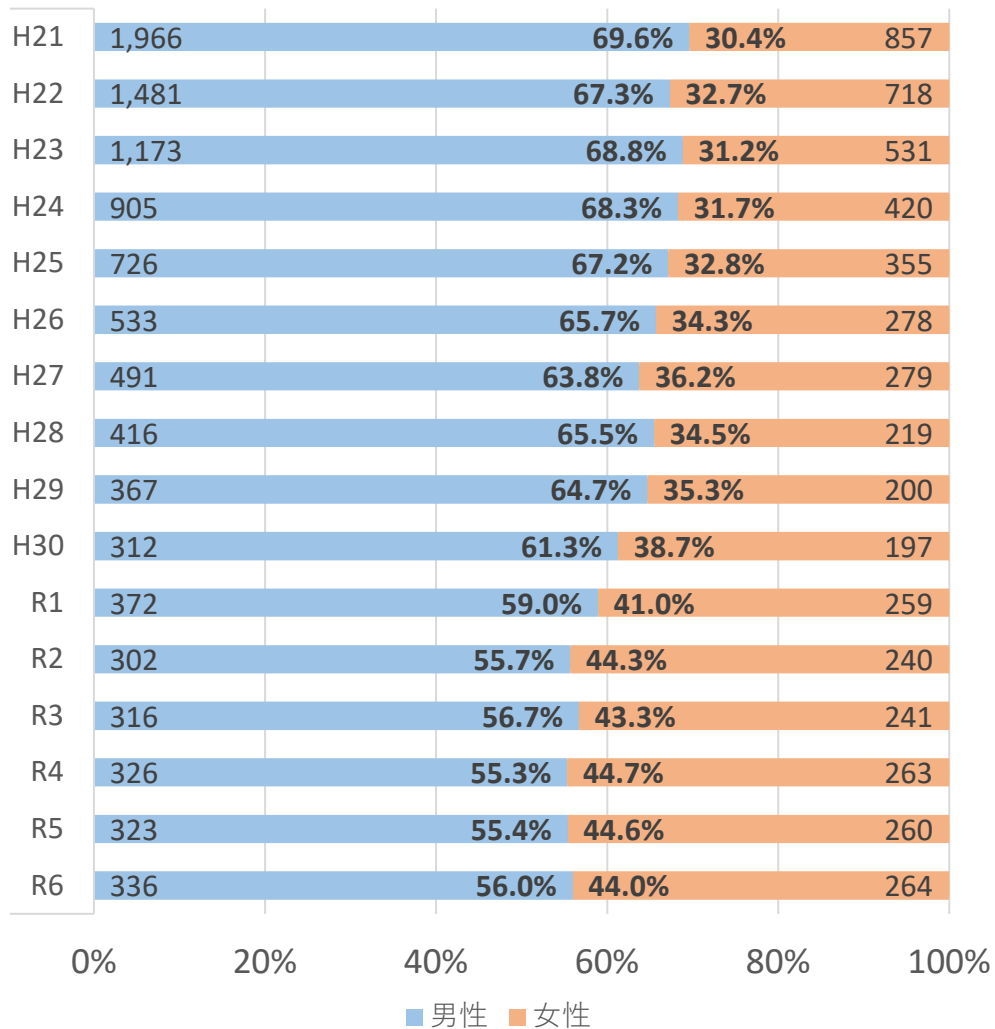
法学未修者コースへの入学者の男女比



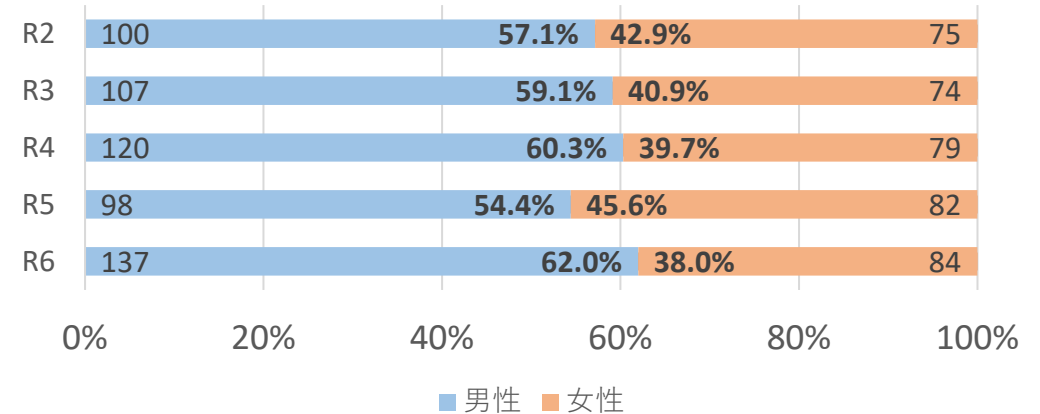
法学未修者コースに占める、いわゆる「純粋未修者」の男女比

- 法学未修者コースに占める、法学を履修する課程以外の課程以外の出身者(いわゆる「純粋未修者」)の女性割合は年によってばらつきがあるが、一定数を占めている。

(再掲) 未修者コースへの入学者の男女比



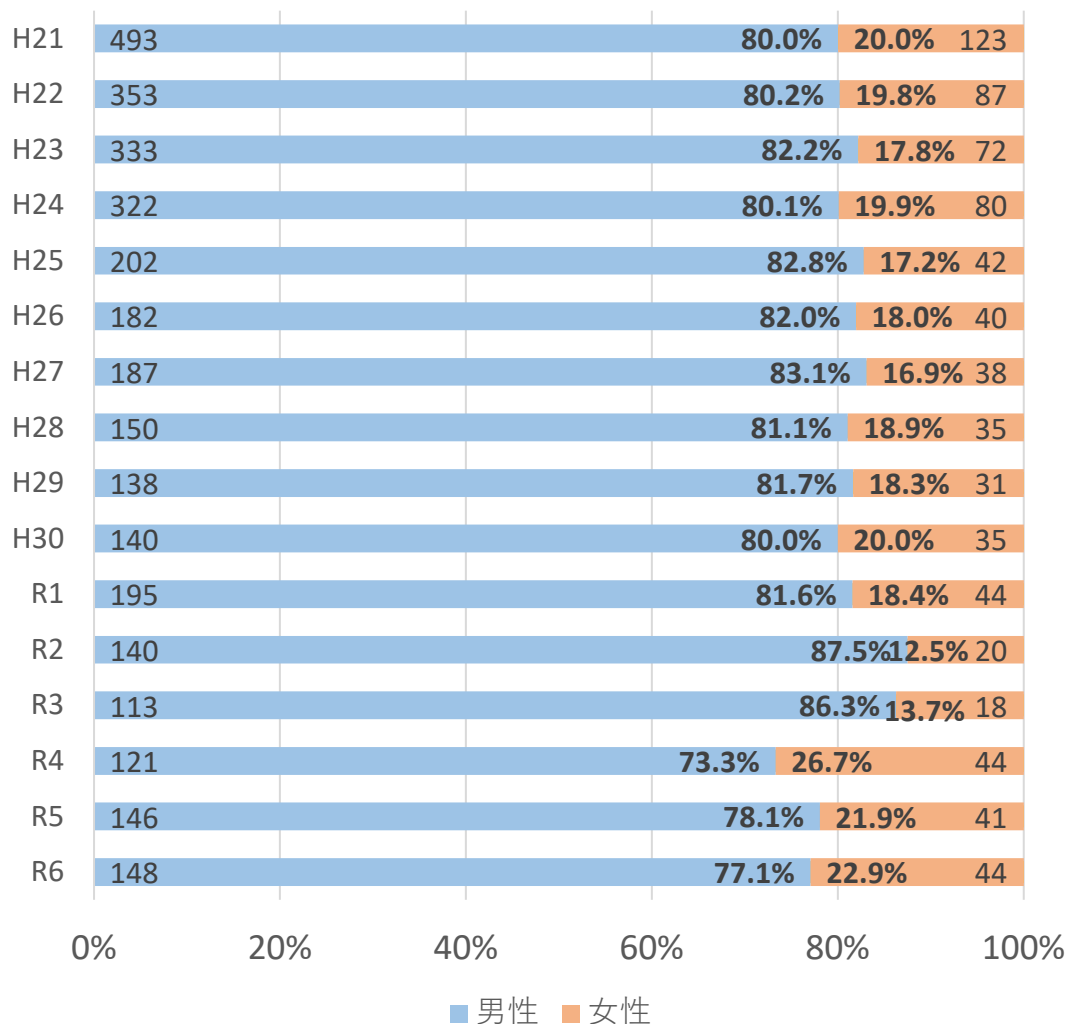
未修者コース入学者のうち、純粋未修者の男女比



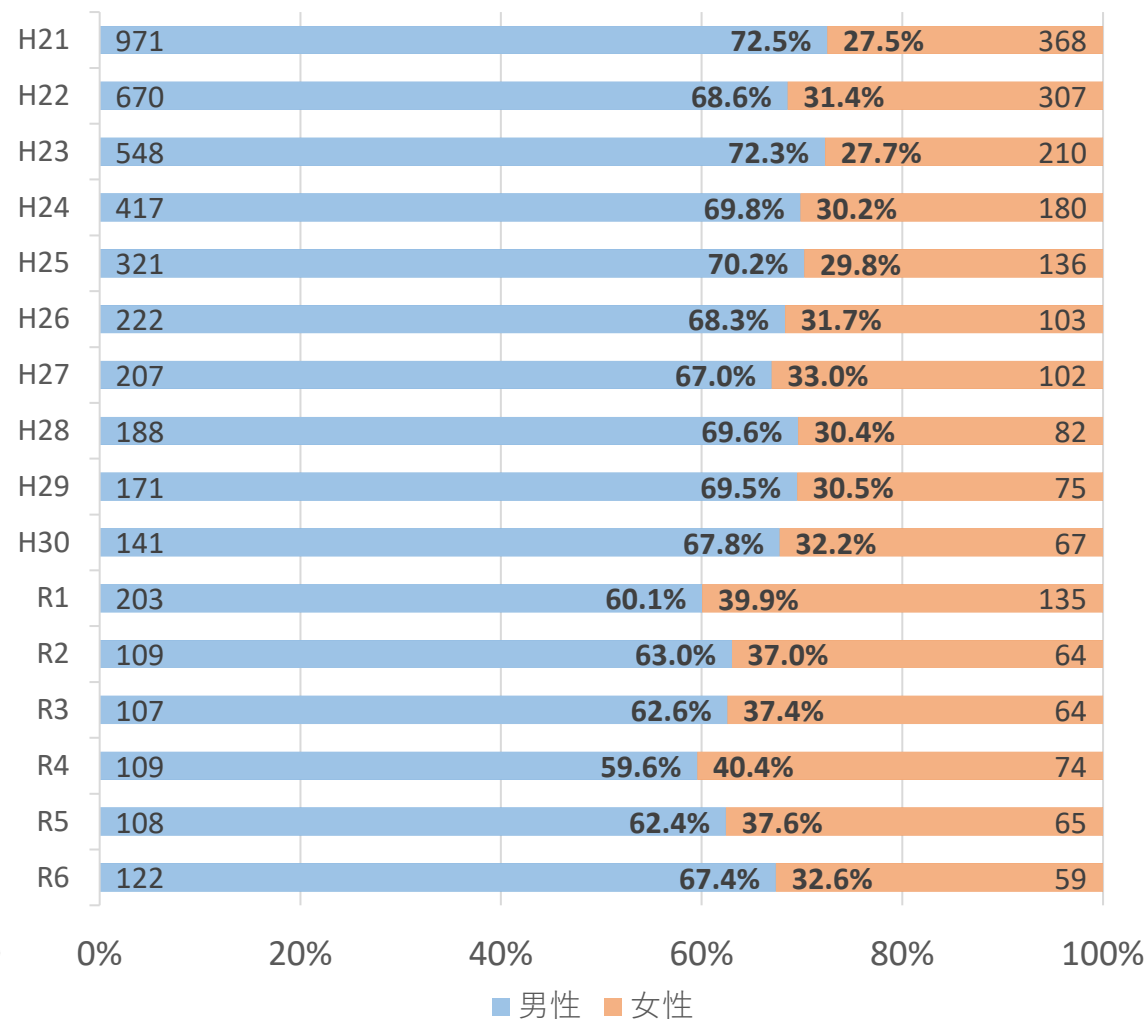
法学既修者／法学未修者コースにおける入学者に占める社会人経験者の男女比

○ 入学者のうち、社会人経験を有する者の女性の数・割合については、法学未修者コースの方が高い。

法学既修者コースへの入学者のうち
社会人経験を有する者の男女比

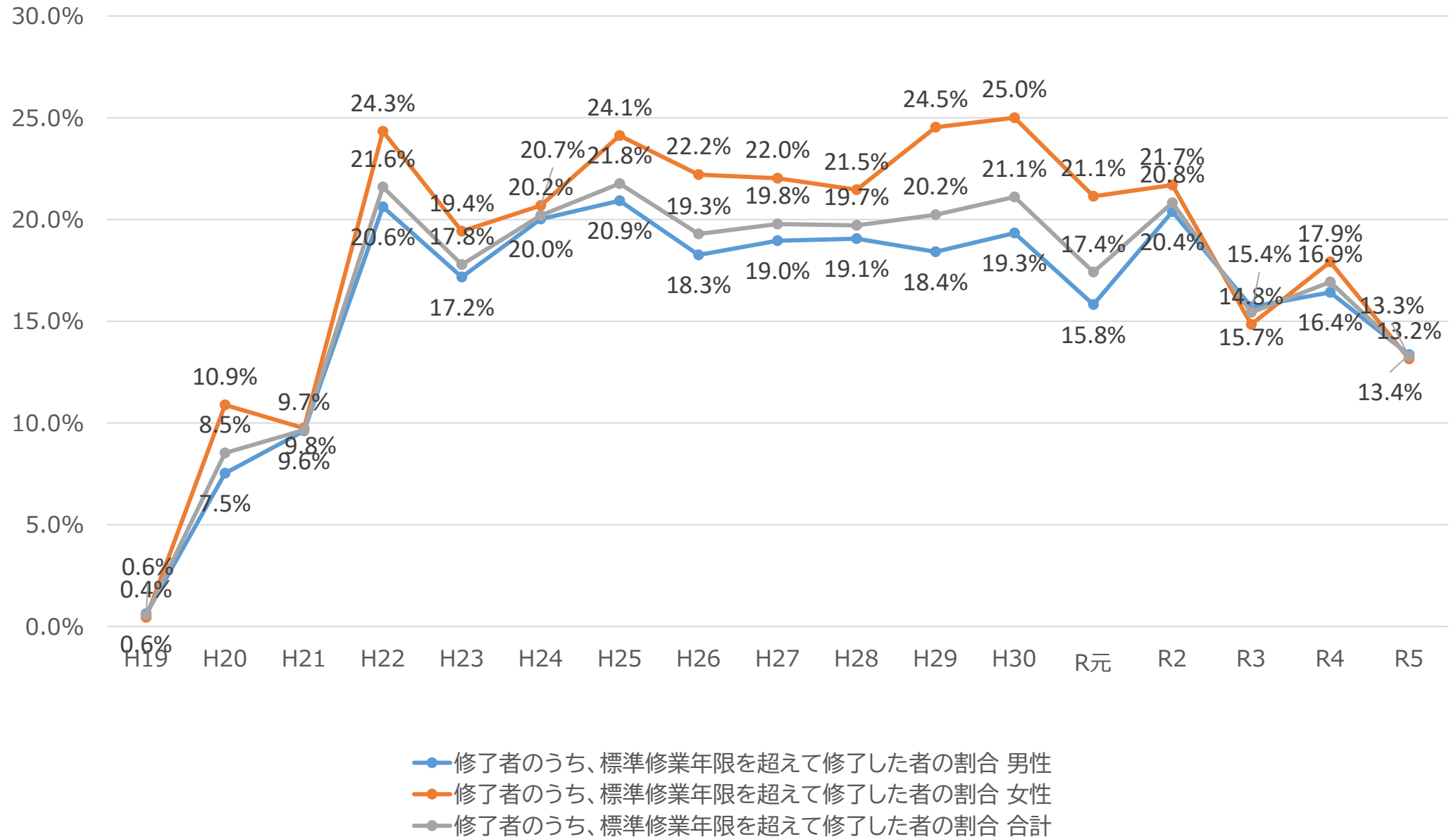


法学未修者コースへの入学者のうち
社会人経験を有する者の男女比



修了者に占める、標準修業年限を超えて修了した者の割合の推移（男女別）

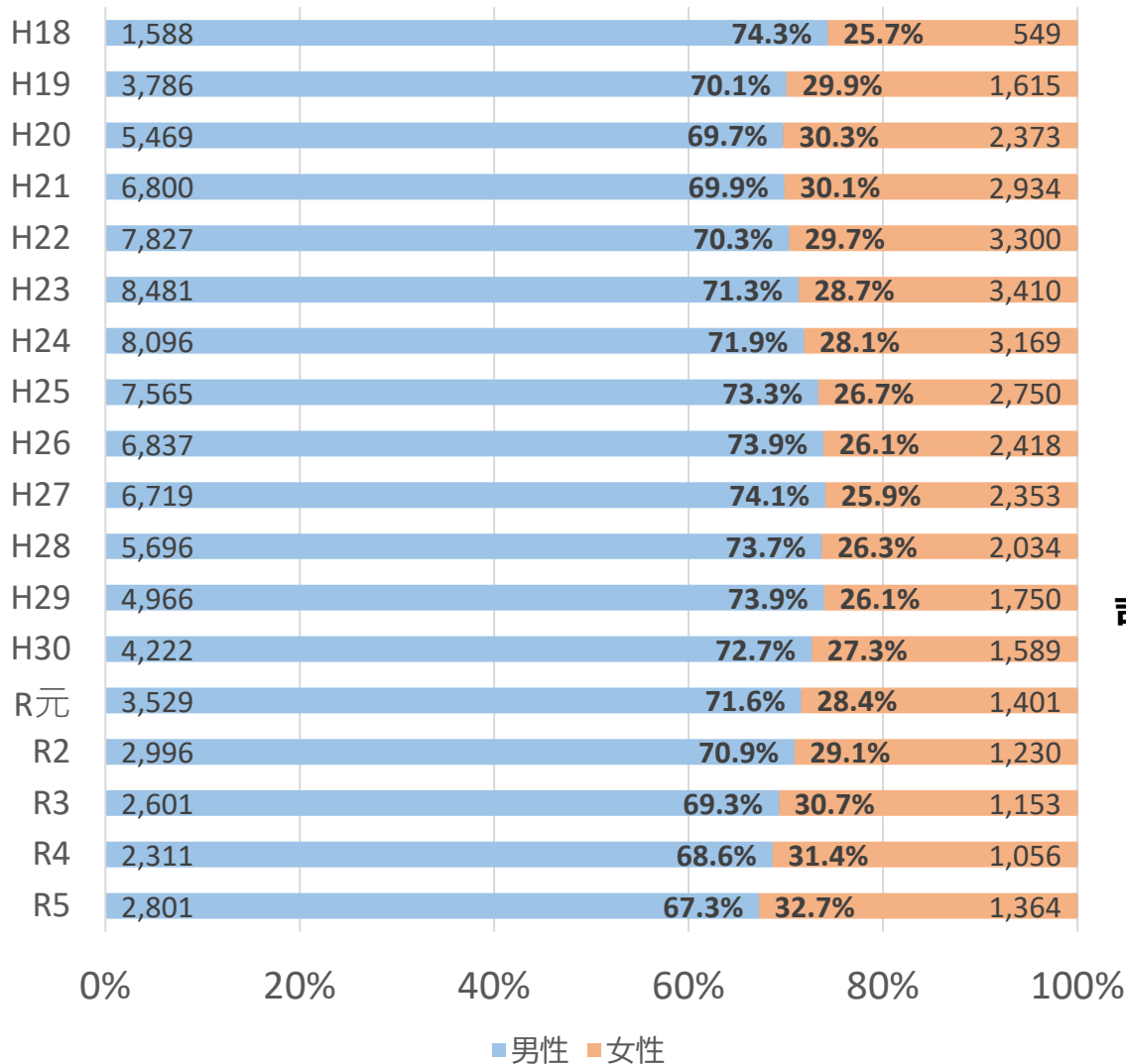
○ 年度によってばらつきがあるが、割合のみで見ると、女性の方が標準修業年限を超えて修了する傾向にあるが、近年その差は縮小している。



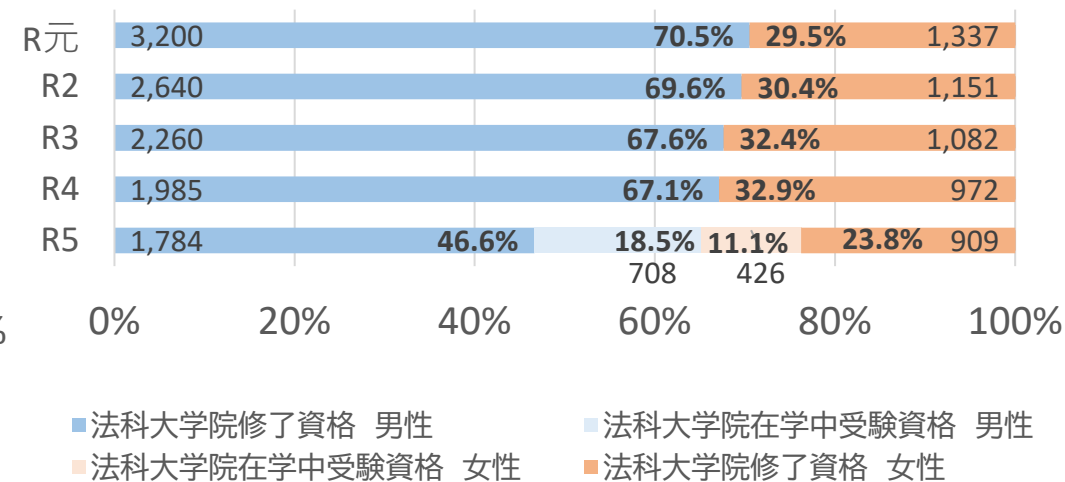
司法試験出願者の男女比

- 司法試験出願者(全体)に占める女性の割合は、H29年以降、増加傾向にある。
- 司法試験出願者(法科大学院修了者・在学中受験資格)に占める女性の割合は、全体の出願者より高い傾向にある。

司法試験出願者（全体）の男女比



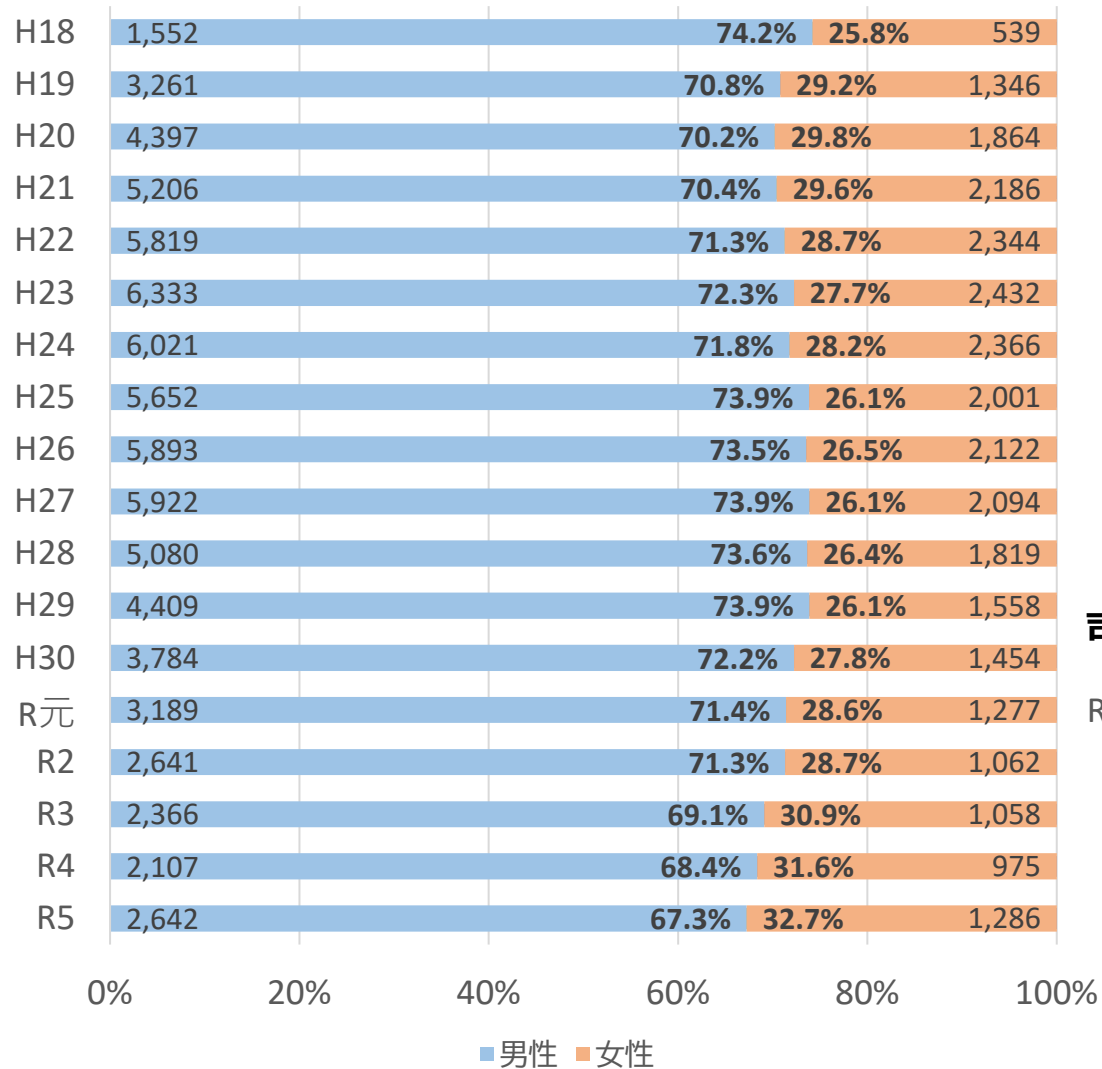
司法試験出願者（法科大学院修了者・在学中受験資格）の男女比



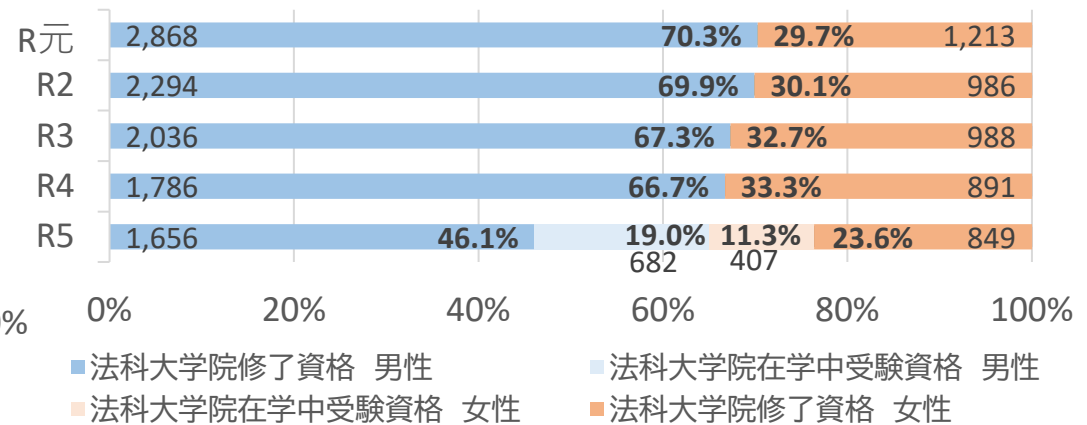
司法試験受験者の男女比

- 司法試験受験者(全体)に占める女性の割合はH29年以降、増加傾向にある。
- 司法試験受験者(法科大学院修了者・在学中受験資格)に占める女性の割合は、全体の受験者より高い傾向にある。

司法試験受験者（全体）の男女比



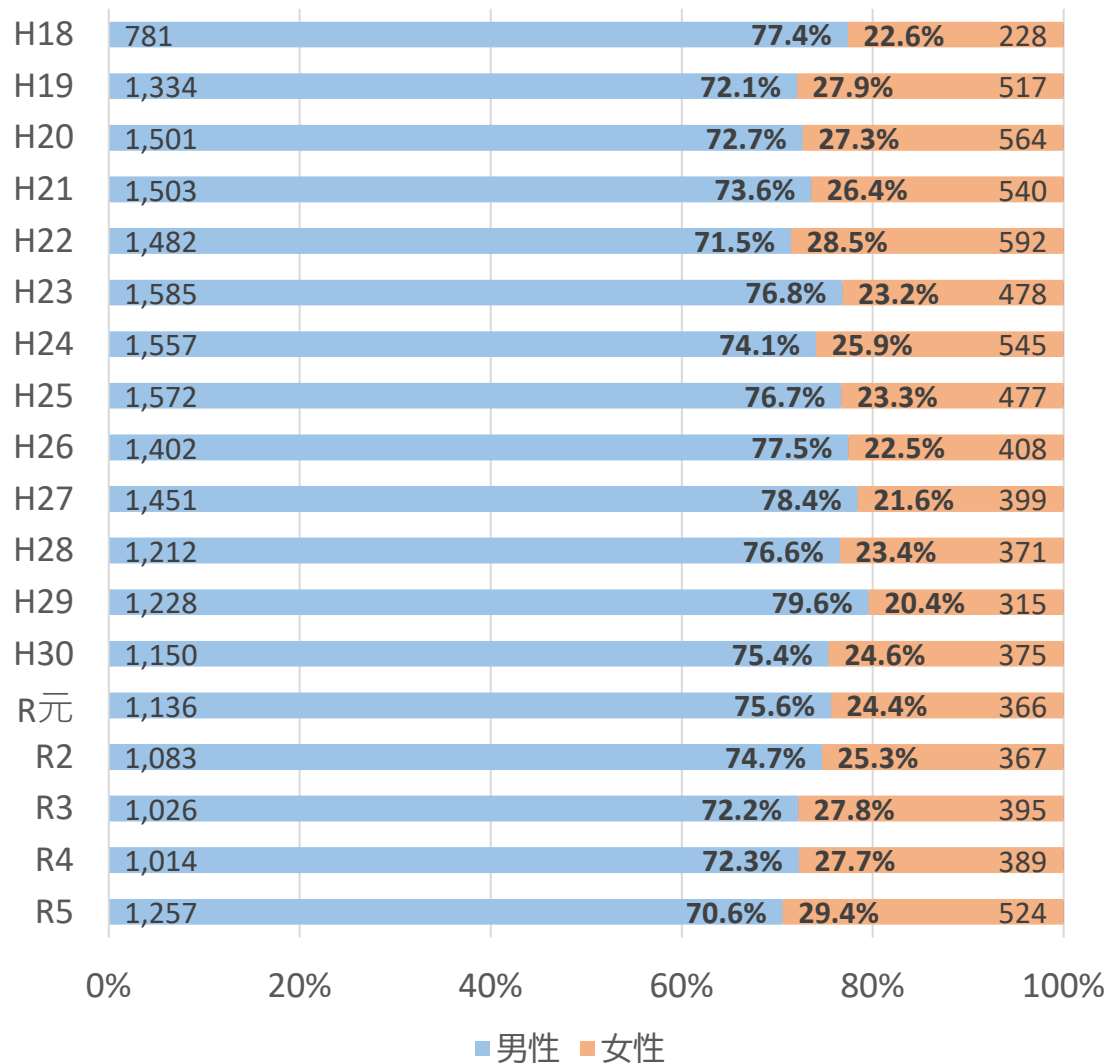
司法試験受験者（法科大学院修了者・在学中受験資格）の男女比



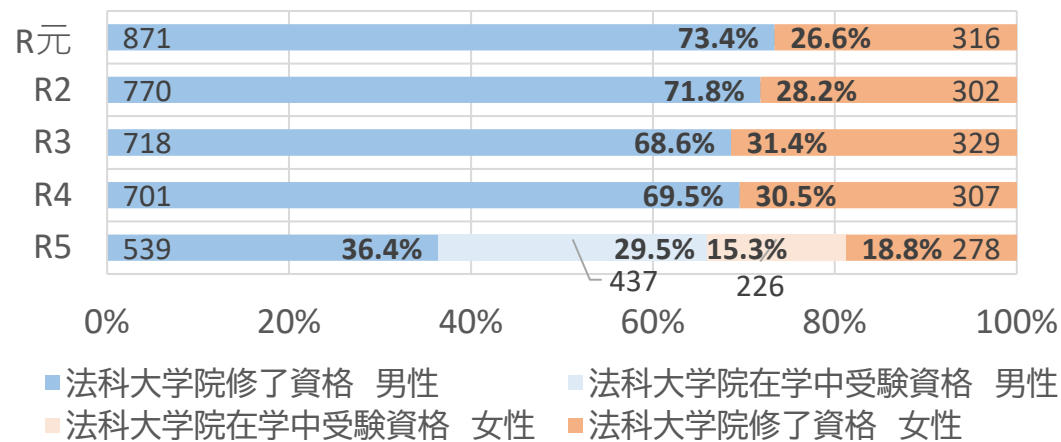
司法試験合格者の男女比

- 司法試験合格者(全体)に占める女性の数・割合はH30年以降増加傾向にある。
- 司法試験合格者(法科大学院修了者・在学中受験資格)に占める女性の割合は、全体の合格者より高い傾向にある。

司法試験合格者（全体）の男女比



司法試験合格者（法科大学院修了者・在学中受験資格）の男女比



女性法曹の輩出に関する取組（一例）

大学	取組の概要
北海道大学	○ 法学部の入学者数に占める女性の割合を高めるため、中・長期的な活動として、道内の各地域弁護士会、裁判所、検察庁と連携し、主に女性の中学生・高校生にリーチアウトした説明会を、札幌、旭川、釧路、函館で開催する。 ○ 法学部法曹養成プログラムの所属学生数に占める女性の割合を高めるため、女性の教職員等が女性学生の相談や学習指導を行う機会の提供、女性法曹として活躍しているロールモデルを示すための説明会やイベントの開催、女性学生のニーズを汲んだ施設の更なる充実（多目的トイレ・休憩室等）を図る等の取組を実施する。 ○ 法科大学院入試における成績優秀な女性学生に対する財政的支援制度を新たに設ける。
千葉大学	○ 女性学生の学習支援体制の整備・充実のため、以下の取組を実施している。 ・ 早朝・深夜の研究科へのアクセスが安全かつ容易になり、集中した学修ができる環境を享受できるようにするため、女性学生が大学近辺に積極的に居住できるよう、住居費の一部（2万円）を支援。 ・ 研究科に在学する子育て中の女性学生のうち希望者については、併設されている「やよい保育園」への入園を支援。 ・ 女性学生については女性のチューターを配置することで、学修支援のみならず法科大学院における学生生活全般の相談体制を構築。 ・ 本学修了の女性弁護士を集めて在学生との交流の機会を設け、学修、生活等に関する女性学生の不安解消等を支援。
東京大学	○ 大学入学前の高校生、法学部進学前の教養学部1、2年生、法科大学院進学前の法学部3、4年生の各段階において、女性のロールモデルを示し、法学部及び法科大学院への進学を促進するため、女性を登壇者とする講演会等の充実を図る。

女性法曹の輩出に関する取組（一例）

大学	取組の概要
広島大学	○ 女性法曹のキャリアイメージ形成やロールモデルを提示すべく、地域の弁護士(会)等と協力し、以下の取組を実施する。 ・中高生や法学部生等に向けた女性法曹の魅力や実現可能性を伝えるイベント(相談会・講演会)。 ・在学生や修了者等の協力による女子学生の進路選択に向けた助言のための会合。 ・女性法曹によるシンポジウム。 ・女性の在学生・修了者、合格者OGなどへのキャリア支援対策などに関するアンケート等。
創価大学	○ 多方面で活躍する女性法曹を招き、女性法曹キャリア懇談会を設け、女性法曹のキャリア教育の充実を図る。 ○ 勉強面のみならず生活面でも、いつでも相談し、きめ細かなフォローができるよう、女性教職員および女性チューターによる相談体制を構築する。 ○ 女性教員の採用に積極的に取り組む。
明治大学	○ 関連団体との連携による女性法曹のPRや、女性修了生(2004年の開校以降506名)や女性合格者(同197名)の一活躍を積極的な情報発信を行う。
早稲田大学	○ 2015年以降、女性法曹輩出促進プロジェクト(FLP)として、以下の取組を実施している。 ・ 学生に長期的な法曹としてのビジョンを持たせることを目的とした、社会で活躍する女性法曹を招いた講演会等の実施。 ・ 学生が身近なロールモデルやメンターを得ることを目的とした、身近な女性法曹との交流会の実施。 ・ 女性の学生に対する具体的な学修支援等の実施。
立命館大学	○ 女性法曹が法務研究科に在籍する女性学生に対して学修や進路決定をサポートする機会の提供、ロールモデルを得る機会の提供、出産や育児と並行した学修環境を維持できるようサポートする。